

パブリックコメント等を踏まえた
第 3 期愛知県医療費適正化計画（案）の変更点

主 な 変 更 点

(軽微な語句の訂正等を除く)

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
第1章 計画の基本的な考え方		
1 計画策定の趣旨		
<p>・・・国及び都道府県は「高齢者の医療の確保に関する法律（老人保健法（昭和57年法律第80号）の全面改正）」に基づき医療費適正化を推進するための計画（以下「医療費適正化計画」という。）を策定することとなりました。この計画では、県民の・・・</p>	<p>・・・国及び都道府県は「高齢者の医療の確保に関する法律（老人保健法（昭和57年法律第80号）の全面改正）」に基づき医療費適正化を推進するための計画（以下「医療費適正化計画」という。）を策定することとなりました。<u>都道府県が策定する医療費適正化計画では、県民の・・・（P.1）</u></p>	<p>保険者協議会意見の反映</p>
<p>法律第9条第6項では、「医療計画、都道府県介護保険事業支援計画及び都道府県健康増進計画と調和が保たれたものでなければならない」とされていることから、本県では、「健康日本21 あいち新計画（平成25年3月策定）」、「愛知県地域保健医療計画（平成30年3月策定）」及び「第7期愛知県高齢者健康福祉計画（平成30年3月策定）」の各計画や「愛知県国民健康保険運営方針（平成29年12月策定）」と一体となって取組を推進します。</p>	<p>法律第9条第6項では、「医療計画、都道府県介護保険事業支援計画及び都道府県健康増進計画と調和が保たれたものでなければならない」とされていることから、本県では、「健康日本21 あいち新計画（平成25年3月策定）」、「愛知県地域保健医療計画（平成30年3月策定）」及び「第7期愛知県高齢者健康福祉計画（平成30年3月策定）」の各計画と一体となって取組を推進します。<u>また、「愛知県国民健康保険運営方針（平成29年12月策定）」とも調和のとれた内容とします。（P.2）</u></p>	<p>保険者協議会意見の反映</p>
第2章 現状と課題		
1 医療費の動向		
<p>後期高齢者医療費に関する図5、7、8及び関連する本文 後期高齢者事業年報（平成26年度） 後期高齢者医療費 全国 <u>144,927</u> 億円 愛知県 <u>7,426</u> 億円 1人当たり後期高齢者医療費 全国 <u>932,290</u> 円 愛知県 <u>940,374</u> 円</p>	<p>後期高齢者医療費に関する図5、7、8及び関連する本文 後期高齢者事業年報（平成27年度） 後期高齢者医療費 全国 <u>151,323</u> 億円 愛知県 <u>7,865</u> 億円 1人当たり後期高齢者医療費 全国 <u>949,070</u> 円 愛知県 <u>957,297</u> 円 (P.6～8)</p>	<p>「後期高齢者事業年報」の最新データへの更新</p>
2 生活習慣病の予防		
<p>【記載なし】</p>	<p>メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率について、目標の見直しに関する記載及び全国比較（図20）の追加（P.16）</p>	<p>医療費適正化に関する施策についての基本的方針（平成29年12月19日付け厚生労働省告示）の改</p>

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由												
3 その他														
後発医薬品割合データに関する図 27・28 及び関連する本文 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>平成27年度</td> <td>全国</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>後発医薬品割合 (数量ベース、新指標)</td> <td>63.1%</td> <td>63.4%</td> </tr> </table> 最近の調剤医療費の動向 (平成 27 年度)	平成27年度	全国	愛知県	後発医薬品割合 (数量ベース、新指標)	63.1%	63.4%	後発医薬品割合データに関する図 28・29 及び関連する本文 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>平成28年度</td> <td>全国</td> <td>愛知県</td> </tr> <tr> <td>後発医薬品割合 (数量ベース、新指標)</td> <td>68.6%</td> <td>69.0%</td> </tr> </table> 最近の調剤医療費の動向 (平成 28 年度) (P. 22～23)	平成28年度	全国	愛知県	後発医薬品割合 (数量ベース、新指標)	68.6%	69.0%	「最近の調剤医療費の動向」の最新のデータへの更新、市町村意見の反映
平成27年度	全国	愛知県												
後発医薬品割合 (数量ベース、新指標)	63.1%	63.4%												
平成28年度	全国	愛知県												
後発医薬品割合 (数量ベース、新指標)	68.6%	69.0%												
第3章 目標														
1 県民の健康の保持の推進に関する施策														
現状 (平成 27 年度) : メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 3.7% 目標 : 平成 20 年度と比べた平成 35 年度時点でのメタボリックシンドローム予備軍の減少率 25%以上	現状 (平成 27 年度) : 「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 (特定保健指導対象者の減少率をいう。)」 20.6% 目標 : 平成 20 年度と比べた平成 35 年度時点でのメタボリックシンドローム予備軍の減少率 (特定保健指導対象者の減少率をいう。) 25%以上 (P. 25)	医療費適正化に関する施策についての基本的方針 (平成 29 年 12 月 19 日付け厚生労働省告示) の改正												
現状 (平成 27 年度) : 後発医薬品割合 (数量ベース、新指標) 63.4%	現状 (平成 28 年度) : 後発医薬品割合 (数量ベース、新指標) 69.0% (P. 26)	最新のデータへの更新												
第4章 本県が取り組む施策														
1 県民の健康の保持の推進に関する施策														
○ 保険者協議会の活動への助言 県内の各医療保険者が連携・協力して、被保険者等の健康の保持・増進を図るとともに、保険者の保健事業等の効率的かつ円滑な事業運営に資することを目的として設置されている愛知県保険者協議会に参画し、医療費分析、特定健診等に係る普及啓発等の活動に積極的に助言を行います。	○ 保険者協議会の活動への助言 県内の各医療保険者及び後期高齢者医療広域連合が連携・協力して、被保険者等の健康の保持・増進を図るとともに、保険者の保健事業等の効率的かつ円滑な事業運営に資することを目的として設置されている愛知県保険者協議会に参画し、医療費分析、特定健診等に係る普及啓発等の活動に積極的に助言を行います。 (P. 27)	保険者協議会意見の反映												
○ 糖尿病性腎症重症化予防の推進 健康診査・レセプトなどで抽出された、重症化するリスクの高	○ 糖尿病性腎症重症化予防の推進 健康診査・レセプトなどで抽出された、重症化するリスクの高	市町村意見の反映												

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>い医療機関の未受診者・受診中断者に対し受診勧奨・保健指導を行い治療につなげるとともに、通院患者のうち重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により対象者を選定し、保健指導を行い、腎不全や人工透析への移行の防止を図るため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定することにより、国民健康保険の保険者である市町村の取組が円滑に実施できるよう支援していきます。</p>	<p>い医療機関の未受診者・受診中断者に対し受診勧奨・保健指導を行い治療につなげるとともに、通院患者のうち重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により対象者を選定し、保健指導を行い、腎不全や人工透析への移行の防止を図るため、<u>愛知県医師会、愛知県糖尿病対策推進会議との合意のもとに糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し</u>、国民健康保険の保険者である市町村の取組が円滑に実施できるよう支援していきます。(P. 28)</p>	
<p>2 医療の効率的な提供の推進に関する施策</p>		
<p>○ 病床機能の分化及び連携 ・ ・ ・ また、地域医療構想を推進するために、各構想区域では、市町村、地域医療関係者等による地域医療構想推進委員会を開催し、協議します。</p>	<p>○ 病床機能の分化及び連携 ・ ・ ・ また、地域医療構想を推進するために、各構想区域では、市町村、地域医療関係者<u>及び医療保険者等</u>による地域医療構想推進委員会を開催し、協議します。(P. 29～30)</p>	<p>保険者協議会意見の反映</p>
<p>○ 後発医薬品の適正使用の推進 県ホームページを活用し、県民への後発医薬品の普及啓発を実施するとともに、後発医薬品の使用に関して十分な理解や信頼を得られるよう、「<u>愛知県後発医薬品適正使用協議会</u>」を開催し、医療関係者・医薬品業界団体・保険者・<u>愛知県後期高齢者医療広域連合</u>・消費者団体等との情報の共有に努めます。</p>	<p>○ 後発医薬品の適正使用の推進 県ホームページを活用し、県民への後発医薬品の普及啓発を実施するとともに、後発医薬品の使用に関して十分な理解や信頼を得られるよう、「<u>愛知県後発医薬品適正使用協議会</u>」を開催し、医療関係者・医薬品業界団体・保険者・消費者団体等との情報の共有に努めます。(P. 30)</p>	<p>保険者協議会意見の反映</p>
<p>○ 医薬品の適正使用の推進 医薬品の重複投薬の是正等、医薬品の適正使用を推進するため、<u>すべての世代中でも後期高齢者について</u>、国民健康保険の保険者（市町村及び国民健康保険組合）及び愛知県後期高齢者医療広域連合に対して、重複投薬の是正に向けた取組の状況を確認するとともに、指導や助言を行います。また、かかりつけ薬剤師・薬局の体制の構築を図り、医薬品の適正使用を推進していきます。</p>	<p>○ 医薬品の適正使用の推進 医薬品の重複投薬の是正等、医薬品の適正使用を推進するため、国民健康保険の保険者（市町村及び国民健康保険組合）及び愛知県後期高齢者医療広域連合に対して、重複投薬の是正に向けた取組の状況を確認するとともに、指導や助言を行います。また、かかりつけ薬剤師・薬局の体制の構築を図り、医薬品の適正使用を推進していきます。(P. 30)</p>	<p>市町村及び保険者協議会意見の反映</p>